別表八㈠の記載要領第１号中「が法」の次に「第23条（受取配当等の益金不算入）（租税特別措置法第67条の６第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表八（一）付表一において同じ。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び次号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法」を加え、「租税特別措置法」を「令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、「含む」の次に「。別表八（一）付表一において同じ」を加え、同第11号及び第四号を削り、同第11号を同第四号とし、同第１号の次に次の11号を加える。

２　「受取配当等の額（別表八（一）付表一「16の計」又は「20の計」）⑵」の欄は、令和４年４月１日以後に開始する事業年度（令和２年改正法附則第14条第１項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度（以下この号及び次号において「旧事業年度」という。）を除く。）にあつては「「16の計」又は」を消し、同日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）にあつては「又は「20の計」」を消すこと。

３　「負債利子等の額の計算」及び「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄は、令和４年４月１日以後に開始する事業年度（旧事業年度を除く。）にあつては、記載しないこと。

別表八㈠の記載要領第五号を削る。